

# ヘルシーユース かごしま

No.30

インターネット  
特集号 Vol.2

青少年保護育成条例が改正されます。  
知っておきたい「**改正のポイント**」  
(2019年7月1日から施行)



©pref kagoshima

## CONTENTS

### point1

児童ポルノ自画撮り被害防止のための規定が  
新設されます

### point2

青少年のインターネット利用に関して、  
**フィルタリング利用促進**のための規定が整備  
されます

ふるさと

## 郷土に学び・育む青少年運動

毎月第3土曜日は **青少年育成の日** 【地域ぐるみで青少年育成】  
毎月第3日曜日は **家庭の日** 【家族のふれあいの促進】  
毎月19日は **育児の日** 【家庭・地域・職場で子育て応援】



県青少年男女共同参画課  
TEL : 099-286-2557

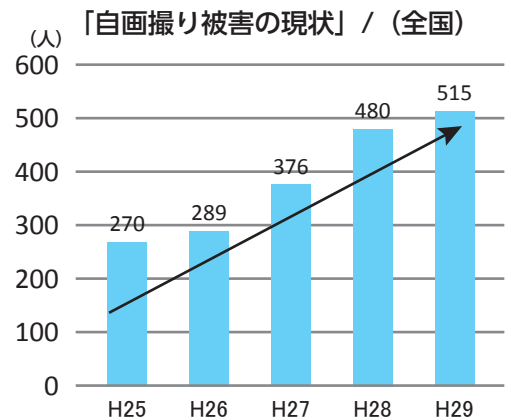


# 改正のポイント① 児童ポルノ自画撮り被害の防止



## 1. 自画撮り被害って何？－実態を知ろう－

- ・だまされたり脅かされたりして青少年が自身の裸等をスマートフォン等で撮影し、メールやメッセージアプリ等で送られる被害です。
- ・被害児童数は年々増加傾向にあり、**鹿児島県内においても発生が確認**されています。
- ・この被害を防止するためには、青少年に対して画像を送るよう働きかける行為自体を規制し、原因を絶つことが重要ですが、いわゆる「児童ポルノ禁止法」では所持・製造等の行為は禁止されているものの、要求行為は禁止されていません。
- ・被害画像が一度インターネット上に流通してしまうと、これを完全に削除することは非常に困難であり、**青少年の将来に関わる深刻な被害**です。



出典：警察庁調査

## 2. どんな改正内容なの？－改正後はこうなります－

青少年に「裸の画像を送って」などと求める行為は禁止されます。

青少年に裸の画像等を不当に求めると**犯罪**になります！！

新設

### point1

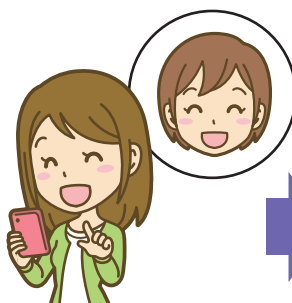
**何人も**、青少年に対して、当該青少年に係る児童ポルノ等（裸の画像等）の**提供を求めてはなりません**。

### point2

以下のような方法で求めた者には、**30万円以下の罰金**が科せられます。

- ☑ 青少年に**拒まれた**にもかかわらず求める
- ☑ 青少年を**威迫し**、**欺き**、若しくは**困惑させる**方法で求める
- ☑ 青少年に対して**対償を供与**し、又は**その供与を約束する**方法で求める

### 【事例を見てみましょう】



女の子だと思って  
いたのに…



写真を送ったら態度が  
急変、実際は男であり、  
脅迫された

■ インターネット上では名前や年齢、性別など簡単に偽ることができます。また、相談に乗るなど信用させて近づき言葉巧みに要求してくる悪い人もいます。

■ 信用している相手であっても、自分の下着姿や裸の写真は送らないようにしましょう。



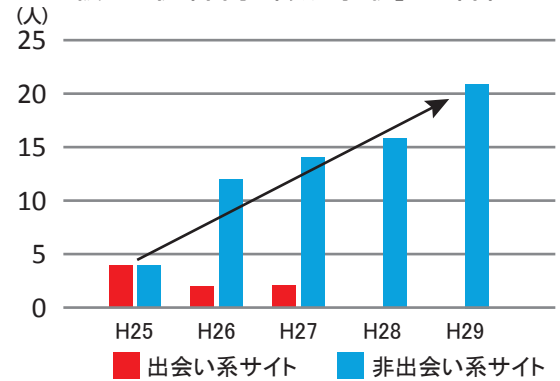
# 改正のポイント② フィルタリングの利用促進



## 1. なぜ改正されるの？－背景を知ろう－

- ・インターネット上に青少年にとって有害な情報が多く流通している状況の中、昨今、スマートフォンや公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及し、**フィルタリングの重要性がますます高まっています**。
- ・近頃は、メッセージアプリ等を通じたいじめや重大事件の発生などが頻繁に報じられています。
- ・そのような状況の中、平成30年2月1日に「**青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律**」の一部を改正する法律が施行され、携帯電話事業者等が担う責務として、新たに**フィルタリングの必要性の説明、フィルタリング有効化措置**等が規定されました。
- ・そこで、鹿児島県条例においても、フィルタリングの利用促進を図るため、所要の改正を行うこととしています。

「出会い系サイト及び非出会い系サイトに関する被害生徒(中高生)数の推移」/ (県)



出典：鹿児島県警察本部「平成29年少年白書」

※ 「非出会い系サイト」とは、異性交際目的でない、ユーザー同士の交流ができるゲームサイトやSNSなど

## 2. どんな改正内容なの？－改正後はこうなります－

### ②－1 保護者の責務

#### ☑ 青少年のインターネットの適切な利用

新設

保護者は、**フィルタリングの利用等**により、その保護監督する**青少年が有害情報を閲覧・視聴することがないように努めなければなりません**。

#### ☑ 契約の際のフィルタリング申込

- ・保護者は、その保護監督する青少年が使用するスマートフォンや携帯電話の契約に際して、**正当な理由がある場合を除き**、原則として、**フィルタリングサービスを申し込みます**。

なお、事業者は、契約とセットでスマートフォン等を販売する場合は、その端末自体にフィルタリングを設定して使えるようにします。(これを「**フィルタリング有効化措置**」といいます。)

新設

- ・このフィルタリングサービスやフィルタリング有効化措置を**希望しない場合は**、**正当な理由を記載した申出書**(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含みます。)**を事業者等に提出**しなければなりません。

フィルタリングで  
できること



- その1 出会い系・アダルトサイトなどの閲覧制限
- その2 SNSの利用制限
- その3 利用時間の設定(深夜の利用禁止など)

※ その他、詳しくは携帯電話ショップ等で確認してください。

#### 契約の際のポイント

- ・店側からフィルタリングの必要性等について説明を受けましょう。
- ・子どもをインターネット上の危険性やトラブルから守るため、フィルタリングを利用しましょう。
- ・もしフィルタリングを使用しない場合は、正当な理由を記載した書面をお店側に提出しましょう。

## ②ー2 事業者等（携帯電話ショップなど）の義務

### ☑ フィルタリング等の説明義務

#### 新設

契約に際して、スマートフォン・携帯電話の使用者が**青少年であるかどうか確認を行い**青少年の場合、以下のことについて**書面を交付して**説明しなければなりません。

- ・携帯電話端末等からのインターネット利用により青少年が青少年有害情報を閲覧する可能性があること
- ・フィルタリングサービス及びフィルタリング有効化措置の必要性・内容

### ☑ フィルタリングサービス・フィルタリング有効化措置（書面保存義務）

- ・スマートフォン等の契約において、使用者が青少年の場合、フィルタリングサービスを提供します。
- ・また、契約とセットでスマートフォン等を販売する場合は、フィルタリング有効化措置を講じます。

#### 新設

- ・保護者がフィルタリングサービスやフィルタリング有効化措置を希望しない旨の書面を提出した場合、**その書面を一定期間保存しなければなりません。**

### ☑ 違反した場合の勧告・公表

#### 新設

- ・上記の規定に**違反した場合の勧告及び公表**に関する規定が定められます。

## その他

### ☑ 立入調査の実施について

- ・条例の適切な実施のために必要な範囲において、知事が指定する者による立入調査を実施することが規定されています。
- ・今回の改正により、携帯電話事業者及び代理店への立入調査が新たに追加されます。

※ なお、立入調査を拒んだり、妨げたりすると10万円以下の罰金又は料金が科せられます。



## 県民・保護者・事業者のみなさまへ

- ・スマートフォン等の急速な普及に伴い、青少年を取り巻くインターネット利用環境は大きく変化しており、**ネットいじめやネット依存、自撮り被害の増加等の問題が深刻化しています。**
- ・県青少年保護育成条例は、こうした社会環境の変化に対応し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為から**次代の鹿児島を担う青少年を保護しようとするものです。**
- ・それぞれの立場で、自ら進んで、積極的な取り組みをお願いします。

詳しくは県HPをご覧ください。 [鹿児島県青少年保護育成条例](#)

検索

